

評価事務取扱指針の改正の概要

－結果公示用－

【改正理由】

令和5年6月30日付け総務省告示第247号による固定資産評価基準の一部改正に伴い、評価事務取扱指針の改正を行うもの。

【改正内容】

- 1 「仮設工事」の補正項目から「建物の程度」が削除されたことに伴い、旧項番8「仮設工事における建物の程度補正」を削除
- 2 項番6「増築の場合の設備の評点数」の具体例を令和6年度基準に合わせて変更